

令和元年6月市議会 教育厚生委員会資料

幼児教育・保育の無償化関連 参考資料

目次	ページ
資料1 幼児教育・保育の無償化の概要……………	1～9
資料2 市独自の取組みの概要……………	10
資料3 副食費の概要……………	11
資料4 幼児教育・保育の無償化における世帯別モデルケース…	12
資料5 令和元年度長崎市一般会計補正予算（第2号） 一覧表～幼児教育・保育の無償化関連～……………	13
資料6 令和元年度長崎市一般会計補正予算（第2号） 事項別総括表～幼児教育・保育の無償化関連～……………	14

こども部

令和元年6月



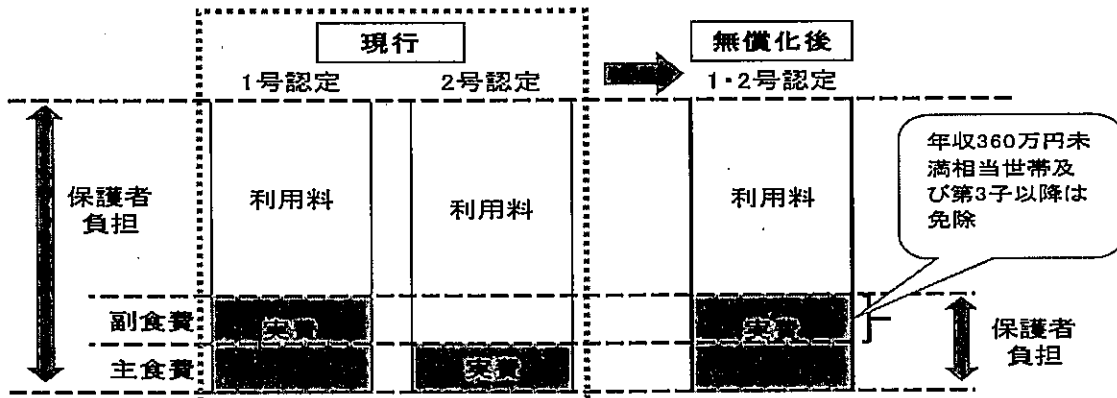
幼児教育・保育の無償化について

1 国が定める無償化の概要

- (1) 3～5歳の子どもを持つ全世帯、0～2歳の子どもを持つ住民税非課税世帯を対象に、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無料

対象者	対象サービス	内容
3～5歳（全世帯） 0～2歳（住民税非課税世帯）	幼稚園（新制度移行）、保育所、 認定こども園、地域型保育	利用料無料

- (2) これまで利用料に含まれていた2号認定子どもの副食費（おかず代）は、利用料と切り分ける。
 (3) 副食費は、在宅で子育てする場合でも生じる費用であること、学校給食でも自己負担とされていることを踏まえ、引き続き利用者の自己負担
 (4) 低所得世帯（年収360万円未満相当世帯）及び全所得階層の第3子以降の3～5歳の子どもに対する副食費を免除



【参考：認定区分】

認定区分	年齢	保育の必要性
1号認定子ども（教育利用）	3～5歳	なし
2号認定子ども（保育利用）	3～5歳	あり
3号認定子ども（保育利用）	0～2歳	あり

- (5) 新たに認可外保育施設や一時預かり、幼稚園の預かり保育、ベビーシッター等の利用料を上限額まで給付

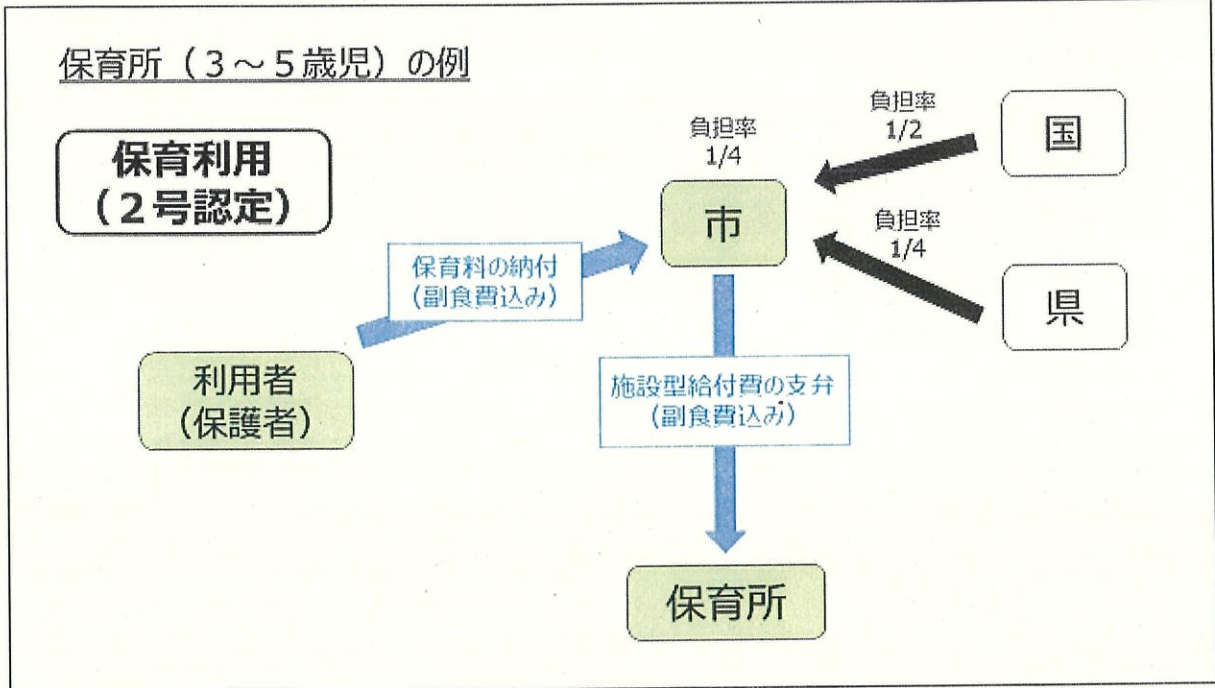
対象者	対象サービス	内容
3～5歳（全世帯） 0～2歳 （住民税非課税世帯）	①幼稚園（未移行）	月額2.57万円を上限に利用料給付
	②預かり保育事業	月額1.13万円を上限に利用料給付
	③認可外保育施設（都道府県等に届出を行い、指導監督の基準を満たすもの）	月額3.7万円（0～2歳児（住民税非課税）は4.2万円）を上限に利用料給付
	④一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター事業）	（認可保育所や認定こども園等を利用できていない者が対象）

※②～④は、保育の必要性の認定を受ける必要あり

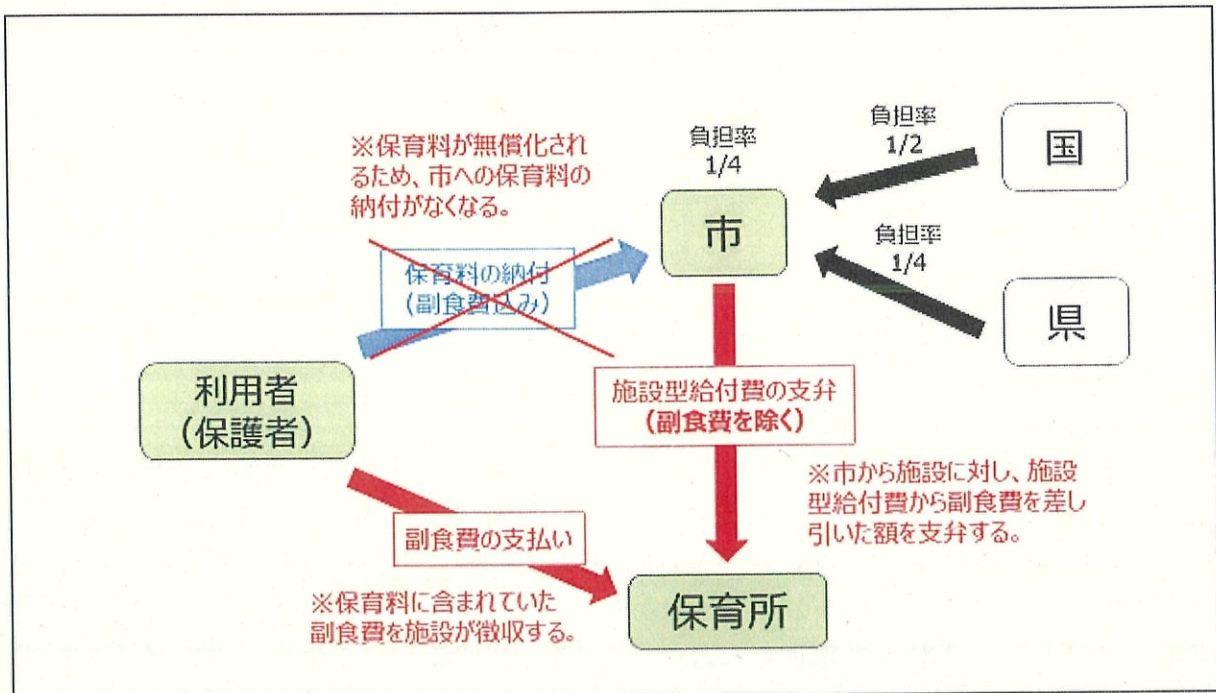
幼児教育・保育の無償化のイメージ

黒字 → : 変更なし
 青字 → : 変更前
 赤字 → : 変更後

【現行】



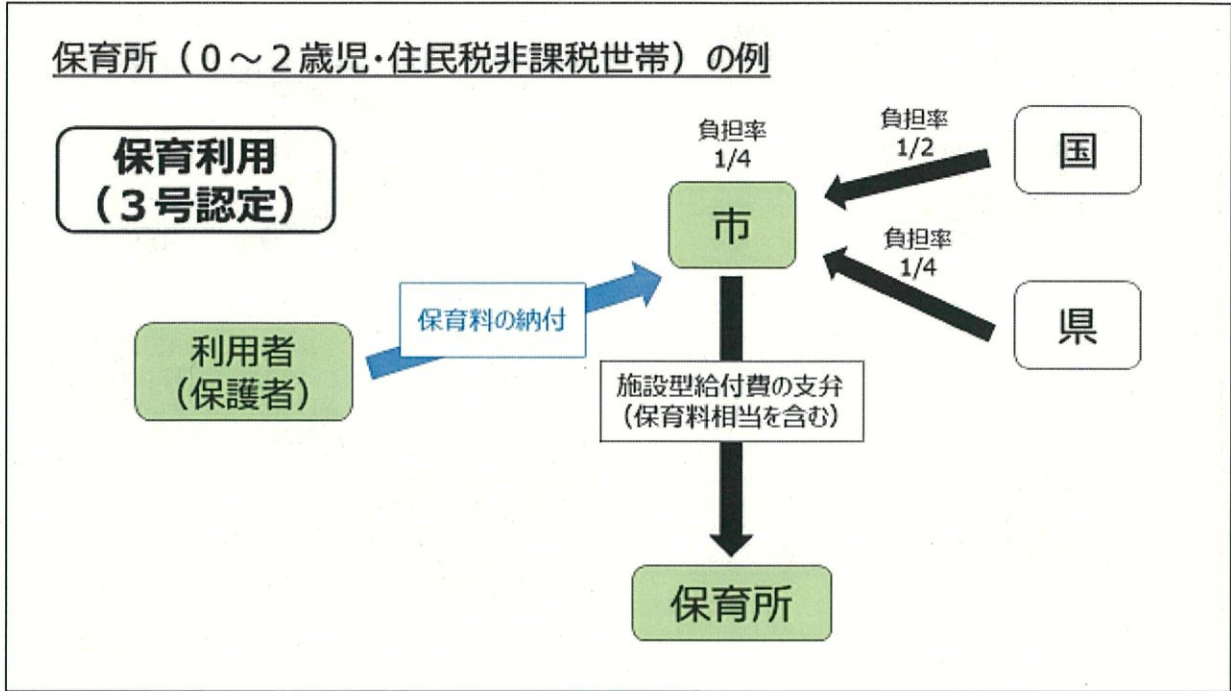
【令和元年10月以降】



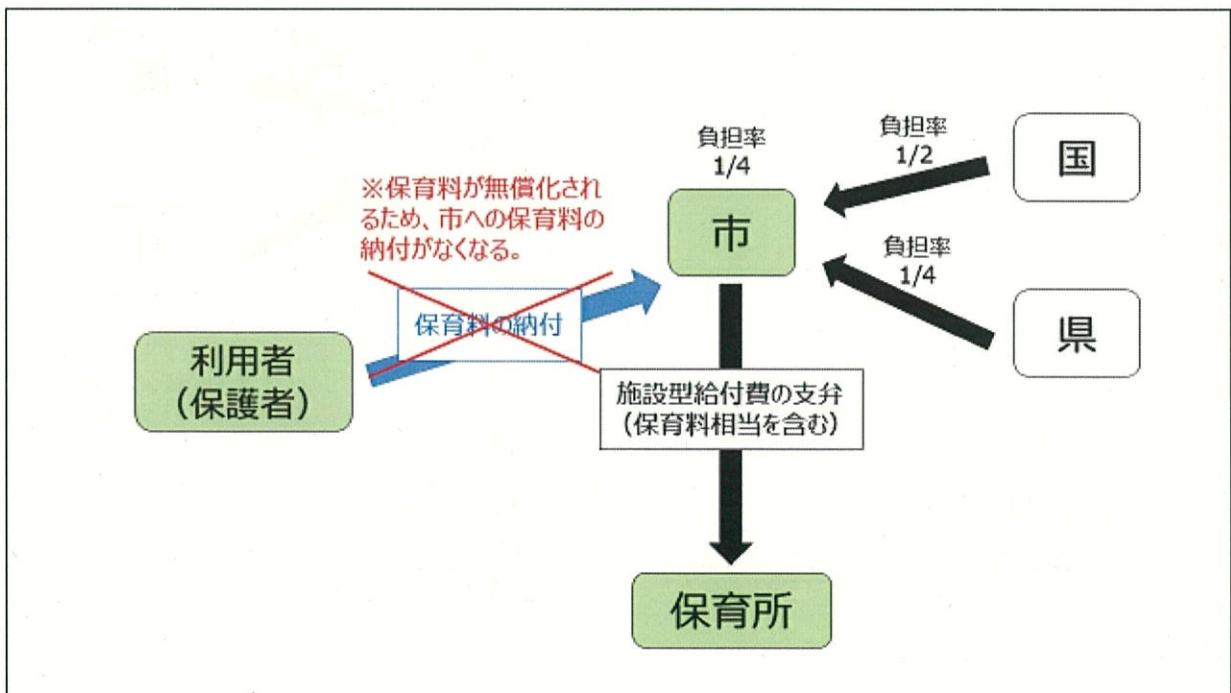
※国・県・市の負担割合は令和2年度以降のもの（令和元年度は国が全額負担）

【現行】

黒字 → 変更なし
青字 → 変更前
赤字 → 変更後



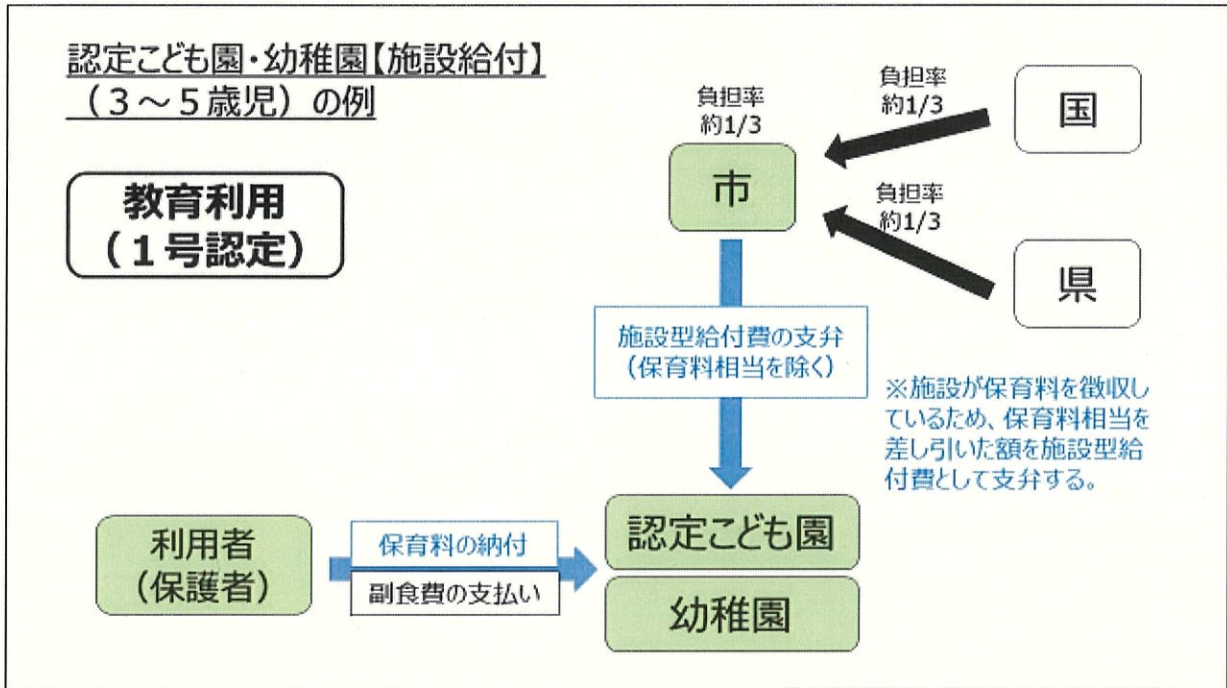
【令和元年 10月以降】



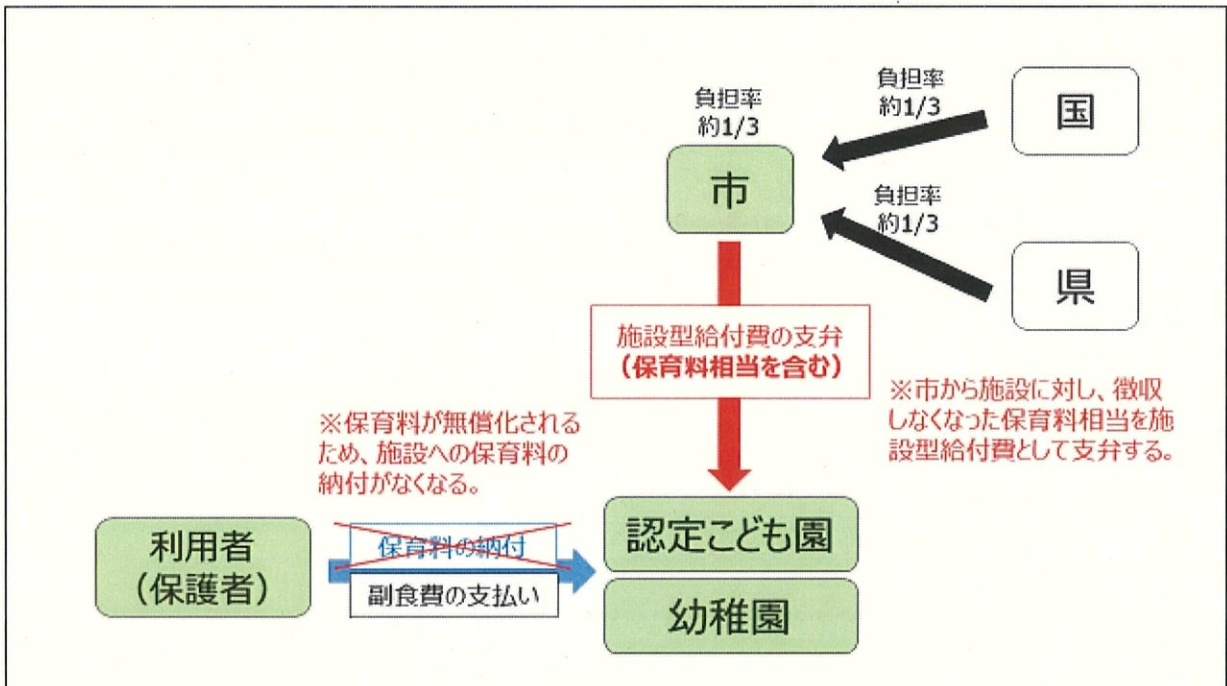
※国・県・市の負担割合は令和2年度以降のもの（令和元年度は国が全額負担）

【現行】

黒字 → 変更なし
 青字 → 変更前
 赤字 → 変更後



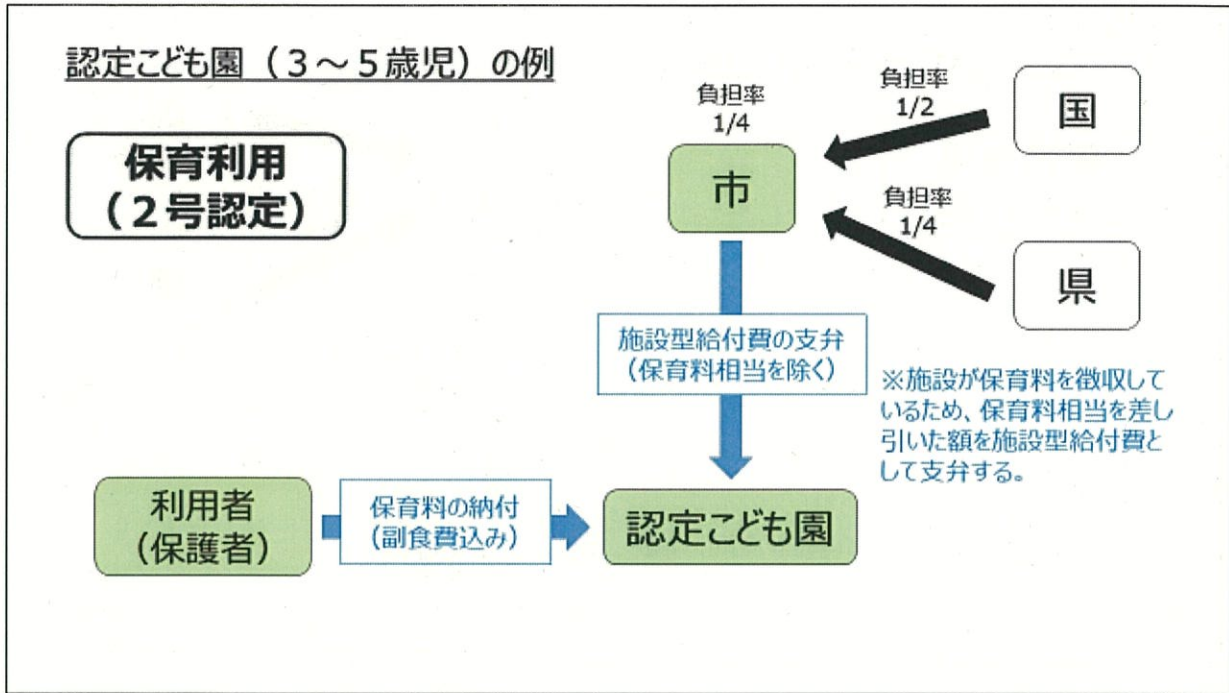
【令和元年 10月以降】



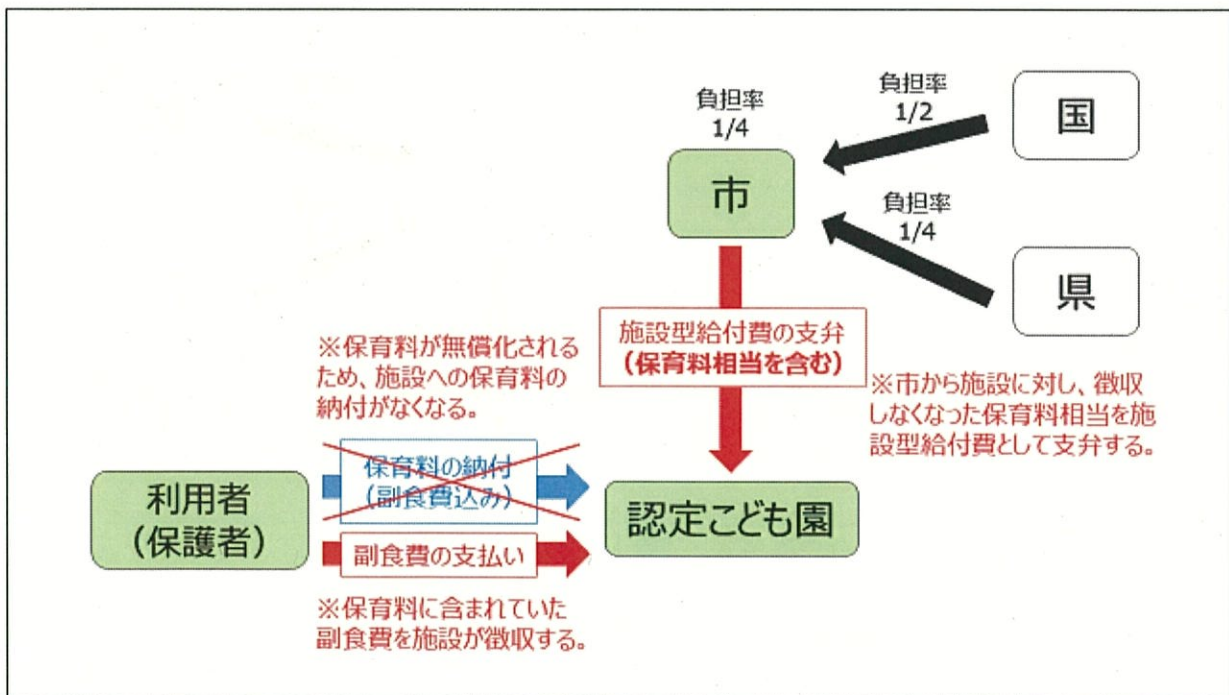
※国・県・市の負担割合は令和2年度以降のもの (令和元年度は国が全額負担)

【現行】

黒字 → : 変更なし
 青字 → : 変更前
 赤字 → : 変更後



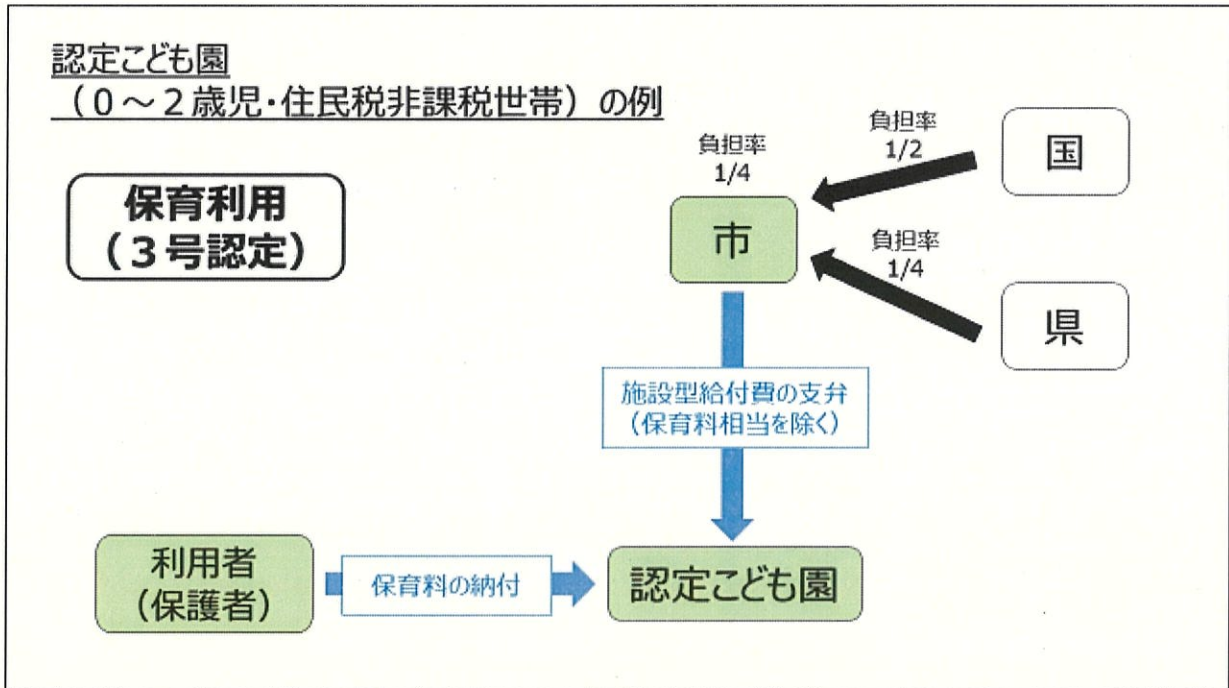
【令和元年10月以降】



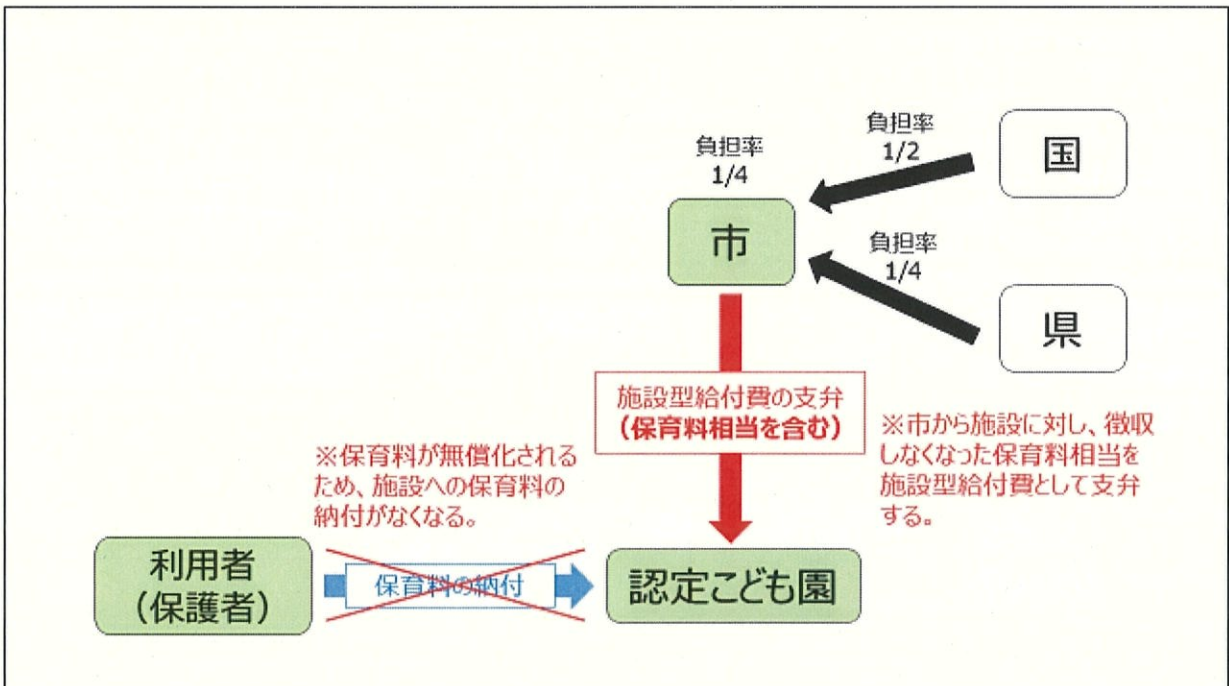
※国・県・市の負担割合は令和2年度以降のもの（令和元年度は国が全額負担）

【現行】

黒字 → : 変更なし
 青字 → : 変更前
 赤字 → : 変更後



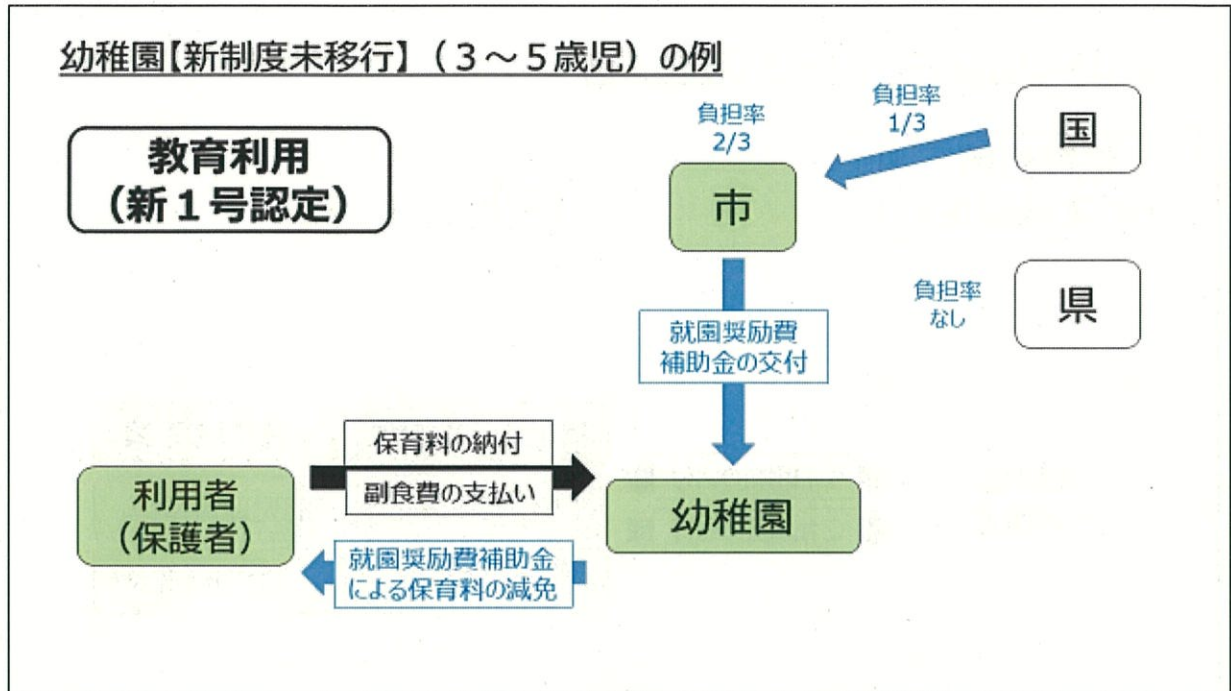
【令和元年 10月以降】



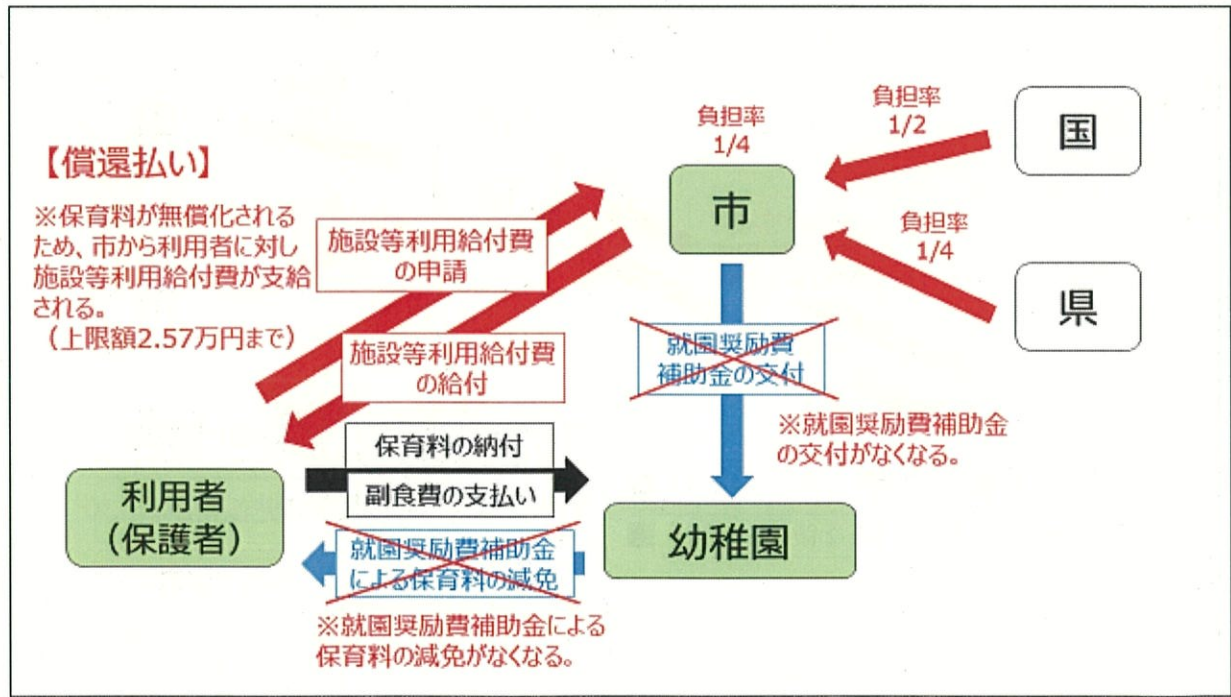
※国・県・市の負担割合は令和2年度以降のもの (令和元年度は国が全額負担)

【現行】

黒字 → : 変更なし
 青字 → : 変更前
 赤字 → : 変更後



【令和元年10月以降】

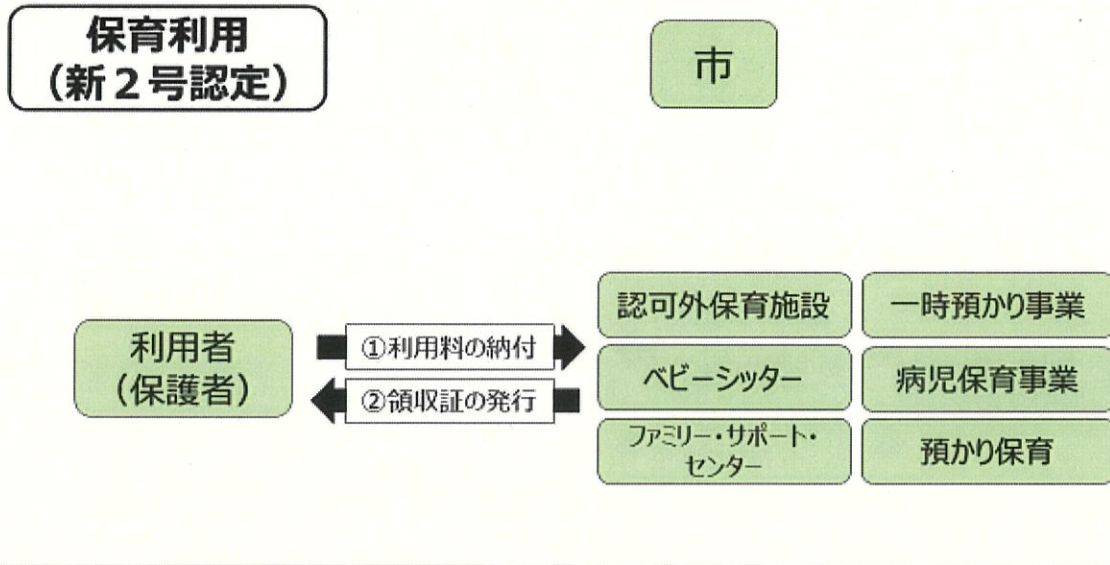


※国・県・市の負担割合は令和2年度以降のもの（令和元年度は国が全額負担）

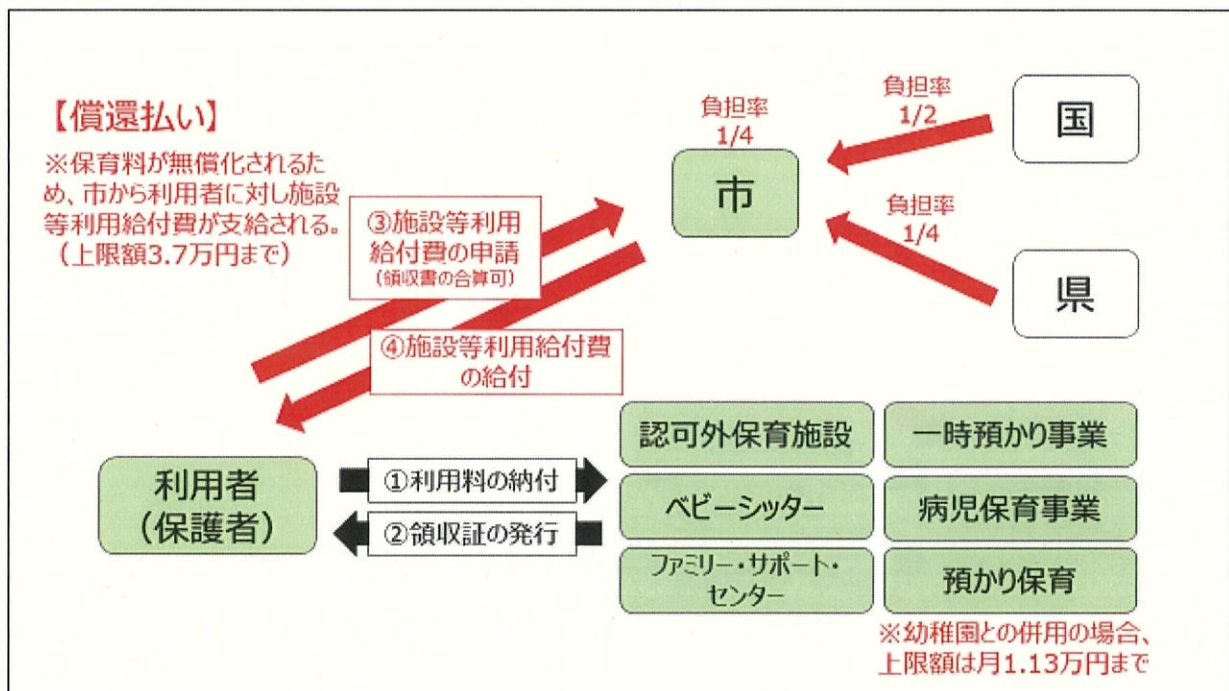
【現行】

黒字 → : 変更なし
 青字 → : 変更前
 赤字 → : 変更後

認可外保育施設等（3～5歳児）の例



【令和元年10月以降】



※国・県・市の負担割合は令和2年度以降のもの（令和元年度は国が全額負担）

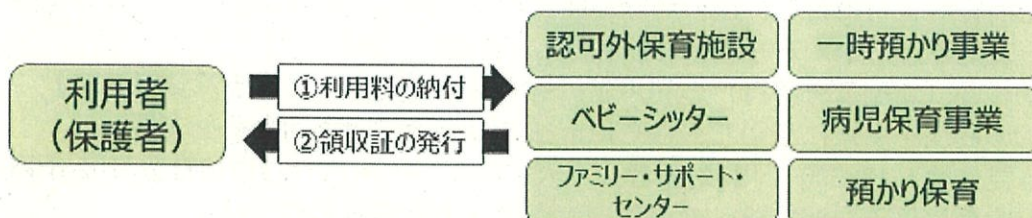
【現行】

黒字 → : 変更なし
 青字 → : 変更前
 赤字 → : 変更後

認可外保育施設等
 (0~2歳児・住民税非課税世帯) の例

保育利用
 (新3号認定)

市



【令和元年10月以降】

【償還払い】

※保育料が無償化されるため、市から利用者に対し施設等利用給付費が支給される。(上限額4.2万円まで)

負担率
1/4

市

負担率
1/2

国

負担率
1/4

県

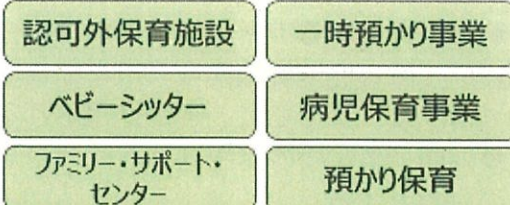
③施設等利用
給付費の申請
(領収書の合算可)

④施設等利用給付費
の給付

利用者
(保護者)

①利用料の納付

②領収証の発行



※国・県・市の負担割合は令和2年度以降のもの(令和元年度は国が全額負担)

1 市の基本的な考え方

- (1) 無償化の実施に伴い、利用者がこれまで負担していた額を超える負担をさせないこととする。
- (2) 子ども・子育て支援新制度の施設の利用者と新制度未移行の施設の利用者との公平性を保つこととする。

2 市独自の支援等

(1) 副食の提供に係る費用（以下「副食費」という。）の取扱い

ア 市立施設の副食費の取扱い【市立保育所条例等を一部改正】

2号認定子ども月額（定額）5,000円、1号認定子ども月額（定額）2,980円とし、利用者から徴収

イ 副食費に係る低所得者世帯への市独自負担軽減措置【予算資料P41, 44, 46～47】

低所得者世帯に対し、国の免除範囲に加え市独自の免除範囲で副食費を免除
見込額 6,642千円（対象者123人、年間ベース）

ウ 幼稚園（新制度未移行）の利用者に対する副食費の支援【予算資料P37】

国の制度を新たに活用し、さらに市独自の免除範囲で副食費を支援
見込額 13,500千円（対象者250人、年間ベース）（うち市独自分702千円）

エ 副食費に係る民間施設への市独自の支援【予算資料P42, 44】

市立施設の副食費（5,000円）（2号認定子ども）に準じ副食費を月額5,000円程度に設定した民間施設に対し、国目安額（4,500円）との差額（上限額500円）を市単独事業により給付
見込額 19,662千円（対象者3,277人、年間ベース）

(2) 認可外保育施設に係る無償化の対象範囲

ア 認可外施設の基準を定める条例の制定【予算資料P35】

無償化の対象となる認可外保育施設は、①児童福祉法に基づく届け出がなされている、②国の「認可外保育施設指導監督基準」を満たすものに限られるが、国は5年間の猶予期間を設け、基準を満たさない施設も対象とすることができるとしている。

法附則に、市町村が地域の実情に応じ基準を満たしていない施設を無償化の対象とするかどうか条例により定めることができる旨規定

本市においては、夜間保育などの必要性からやむを得ず基準を満たさない施設を利用せざるを得ない実態があり、認可施設の利用者との公平性を保つため、当該条例を制定しない。

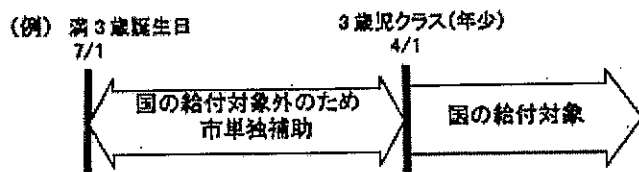
ただし基準を満たさない施設は猶予期間終了に有償化されることから、当該施設の利用者に対し、5年後に有償となることを周知徹底し施設に対しても指導を徹底

(3) 預かり保育に係る市単独給付の取扱い

ア 預かり保育促進費補助金（市単独補助）【予算資料P51】

無償化後、国の給付制度が適用されるが、対象期間が短縮されるため、従来の対象期間（満3歳の誕生日から直近の3/31まで）については、引き続き市単独補助の対象とする。

見込額 1,410千円（対象者97人、年間ベース）



副食費の概要 (内閣府子ども・子育て本部作成資料から抜粋)

○副食費の免除対象の範囲

年収360万円未満相当 (1号：第Ⅲ階層、2号：第Ⅳ階層の一部まで) の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象に副食費を免除するとともに、相当額を公定価格の給付において加算する。

・1号認定子ども

階層	第1子	第2子	第3子以降
第1階層 (生活保護世帯)	第1子	第2子	第3子以降
第2階層 (年収270万円未満相当)	うちひとり親世帯等	第1子	第2子
	その他	第1子	第2子
第3階層 (年収360万円未満相当)	うちひとり親世帯等	第1子	第2子
	その他	第1子	第2子
第4階層 (年収680万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
第5階層 (年収680万円相当以上)	第1子	第2子	第3子以降

これまで保育料が無償化され、副食費についても補給給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲
 これまで保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲
 今回、新たに副食費を免除する範囲

・2号認定子ども

階層	第1子	第2子	第3子以降
第1階層 (生活保護世帯)	第1子	第2子	第3子以降
第2階層 (年収260万円未満相当)	うちひとり親世帯等	第1子	第2子
	その他	第1子	第2子
第3階層 (年収330万円未満相当)	うちひとり親世帯等	第1子	第2子
	その他	第1子	第2子
第4階層 (年収360万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
第4階層 (年収470万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
第5階層 (年収640万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
第6階層 (年収930万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
第7階層 (年収1,100万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
第8階層 (年収1,130万円相当以上)	第1子	第2子	第3子以降

これまで保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲
 今回、新たに副食費を免除する範囲

※ 多子のカウント方法については、これまでの保育料の多子軽減と同じ取扱いとする。

	1号	2・3号
年収360万円未満相当	年齢に関わらず世帯の子の数による	年齢に関わらず世帯の子の数による
年収360万円相当以上	3歳~小学校3年生までの子	0歳~小学校就学前までの子

※長崎市は年収470万円未満まで拡大、第3子を数える際に最年長の子どもの年齢制限を撤廃している。

○多子計算に係る年齢制限のイメージ

年齢制限により第2子以降の負担軽減が限定的

例1 (1号認定子ども) 例2 (2・3号認定子ども)

年収約360万円未満相当世帯は第2子以降の負担軽減を完全実施

国は360万円未満までのところを、長崎市は独自で470万円未満まで範囲を拡大している。

例1 (1号認定子ども) 例2 (2・3号認定子ども)

幼児教育・保育の無償化における世帯別モデルケース

例 1 保育料が無償化されるケース

【年収 500 万円世帯の場合】(年収 470 万円以上相当世帯)

第○子	学年 (年齢)	納付金額		差額
		現行	10月から	
1	5歳児	保育料 25,000 円	保育料 0 円 副食費 4,500 円	▲20,500 円
2	3歳児	保育料 12,500 円 (第2子半額)	保育料 0 円 副食費 4,500 円	▲8,000 円
利用者負担額		37,500 円	9,000 円	▲28,500 円

例 2 保育料・副食費ともに無償化されるケース

【年収 350 万円世帯の場合】(年収 360 万円未満相当世帯)

第○子	学年 (年齢)	納付金額		差額
		現行	10月から	
1	5歳児	保育料 14,000 円	保育料 0 円 副食費 0 円	▲14,000 円
2	2歳児	保育料 8,000 円 (第2子半額)	保育料 8,000 円 (※)	0 円
利用者負担額		22,000 円	8,000 円	▲14,000 円

※ 2歳児は市町村民税非課税世帯のみ 0 円。2歳児の副食費は保育料に含む。

例 3 市独自の軽減措置で副食費を免除するケース

【年収 450 万円世帯の場合】(年収 360 万円以上～470 万円未満相当世帯)

第○子	学年 (年齢)	納付金額		差額
		現行	10月から	
1	小学校 4年生	/	/	/
2	5歳児	保育料 10,500 円 (第2子半額)	保育料 0 円 副食費 4,500 円	▲6,000 円
3	3歳児	保育料 0 円 (第3子無料)	保育料 0 円 副食費 0 円 (市独自軽減措置)	0 円
利用者負担額		10,500 円	4,500 円	▲6,000 円

令和元年度 長崎市一般会計補正予算（第2号）一覧表 ～幼児教育・保育の無償化関連～

資料5

【単位：千円】

番号	事項名	補正額	財源内訳					事業概要	予算資料ページ
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
1	(3款2項1目) 認可外保育施設等 利用給付費	287,829	287,829	-	-	-	-	無償化に伴い、子育てのための施設等利用に係る経費の一部を助成するもの。 ・対象施設 新制度未移行幼稚園、預かり保育事業、認可外保育施設など	36～37
2	(3款2項1目) 低所得世帯副食費給付費	6,750	6,399	-	-	-	351	無償化に伴い、食事の提供に係る費用の一部を助成するもの。 ・対象施設 施設型給付費を受けない私立幼稚園 ・対象児童 住民税所得割課税77,100円以下世帯及び全世帯の第3子以降分	36～37
3	(3款2項1目) 児童福祉総務費事務費	52,303	52,297	-	-	6	-	無償化に伴い、制度周知に係る費用等及びシステム改修経費を増額するもの。	36～37
4	(3款2項2目) 民間保育所等施設型給付費 保育所	▲31,935	563,290	-	-	▲377,680	▲217,545	無償化に伴い、これまで市が徴収していた副食費相当額を含む保育料のうち、副食費相当額を直接施設が徴収することとなるため、施設型給付費の対象外となる副食費相当額を減額するもの。	38～39
5	(3款2項2目) 民間保育所等施設型給付費 認定こども園	342,480	477,665	-	-	-	▲135,185	無償化に伴い、これまで各施設が徴収していた保育料のうち、副食費相当額を除く保育料相当分を施設型給付費として給付する経費を増額するもの。	38～39
6	(3款2項2目) 民間保育所等施設型給付費 幼稚園	37,786	40,712	-	-	-	▲2,926	無償化に伴い、これまで各施設が徴収していた保育料のうち、副食費相当額を除く保育料相当分を施設型給付費として給付する経費を増額するもの。	38～39
7	(3款2項2目) 地域型保育給付費 小規模保育事業	674	1,046	-	-	-	▲372	無償化に伴い、これまで各施設が徴収していた保育料のうち、副食費相当額を除く保育料相当分を地域型保育給付費として給付する経費を増額するもの。	38～39
8	(10款5項2目) 私立幼稚園就園奨励費 補助金	▲62,721	▲20,907	-	-	-	▲41,814	幼稚園への就園を奨励するため、園が実施する入園料等の減免に係る助成が、無償化に伴い廃止されることから、当該補助金の不用額を減額するもの。	54～55
9	(10款5項2目) 私立幼稚園預かり保育 促進費補助金	▲5,762	-	-	-	-	▲5,762	幼稚園教育時間終了後等の預かり保育を利用する保護者に対して市単独で行う助成が、無償化に伴い一部国の給付制度に移行するため、当該補助金の不用額を減額するもの。	54～55
合計		627,404	1,408,331	-	-	▲377,674	▲403,253		

令和元年度 長崎市一般会計補正予算(第2号) 事項別総括表 ~幼児教育・保育の無償化関連~

(単位:千円)

歳 入				歳 出			
事 項 名	当 初 予 算 ①	補 正 額 (① - ②)	補 正 後 ②	事 項 名	当 初 予 算 ①	補 正 額 (① - ②)	補 正 後 ②
1 分担金及び負担金	1,447,825	▲377,680	1,070,145	1 児童福祉費	13,329,400	695,887	14,025,287
民間保育所運営費(現年度分)	1,447,825	▲377,680	1,070,145	1 児童福祉総務費	13,296,109	695,213	13,991,322
2 使用料及び手数料	102,184	▲25,185	76,999	1 子育て支援環境整備費	-	294,579	294,579
市立保育所使用料	82,549	▲21,979	60,570	(1)認可外保育施設等利用給付費	-	287,829	287,829
市立認定こども園使用料	19,503	▲3,140	16,363	(2)低所得世帯副食費給付費	-	6,750	6,750
高島幼稚園保育料	132	▲66	66	2 事務費	14,415	52,303	66,718
3 国庫支出金	5,356,630	1,429,231	6,785,861	(1)児童福祉総務費事務費	14,415	52,303	66,718
1 国庫負担金	5,317,925	1,082,713	6,400,638	3 民間保育所等施設型給付費	13,281,694	348,331	13,630,025
施設型給付費(保育所)	3,125,221	563,290	3,688,511	(1)保育所	8,116,567	▲31,935	8,084,632
施設型給付費(認定こども園)	2,081,417	477,665	2,559,082	(2)認定こども園	4,874,342	342,480	5,216,822
施設型給付費(幼稚園)	94,460	40,712	135,172	(3)幼稚園	290,785	37,786	328,571
地域型保育給付費(小規模保育)	16,827	1,046	17,873	2 児童措置費	33,291	674	33,965
2 国庫補助金(民生費)	-	367,425	367,425	1 地域型保育給付費	33,291	674	33,965
認可外保育施設等利用給付費	-	287,829	287,829	(1)小規模保育事業	33,291	674	33,965
低所得世帯副食費給付費	-	6,399	6,399	2 幼稚園費	138,465	▲68,483	69,982
児童福祉総務費事務費	-	52,297	52,297	1 教育振興費	138,465	▲68,483	69,982
子ども・子育て支援臨時交付金	-	20,900	20,900	1 幼稚園教育振興費	138,465	▲68,483	69,982
3 国庫補助金(教育費)	38,705	▲20,907	17,798	(1)私立幼稚園就園奨励費補助金	125,530	▲62,721	62,809
私立幼稚園就園奨励費補助金	38,705	▲20,907	17,798	(2)私立幼稚園預かり保育促進費補助金	12,935	▲5,762	7,173
4 県支出金	2,735,039	-	2,735,039				
施設型給付費(保育所)	1,438,657	-	1,438,657				
施設型給付費(認定こども園)	1,193,523	-	1,193,523				
施設型給付費(幼稚園)	95,072	-	95,072				
地域型保育給付費(小規模保育)	7,787	-	7,787				
5 雑収入	2,104	4,545	6,649				
1 雑入	2,104	4,545	6,649				
保険料個人負担金	376	6	382				
給食負担金	1,728	4,539	6,267				
特 定 財 源 計	9,643,782	1,030,911	10,674,693				
一 般 財 源 計	3,824,083	▲403,507※	3,420,576				
合 計	13,467,865	627,404	14,095,269	合 計	13,467,865	627,404	14,095,269

※ 国が、無償化に係る初年度(令和元年度)に要する経費を全額負担(市単独分を除く)するため、一般財源の減少額が大きくなっている。